

## 宋応星『野議』訳注(4)

加 計 三千代

はじめに

2010年秋から始めた『野議』の訳注(注1)は、今回で4回目となる。1回目の「野議序」では宋応星が『野議』を著述することになった経緯と心意気を、2回目の「世運議」「進身議」「民財議」「士気議」では宋応星が懸念する当時の社会が抱える問題を、3回目の「屯田議」「催科議」「軍餉議」「練兵議」では明末に生きた応星の最大の脅威が北方異民族であり、それに備えるための彼の多角的な策を知ることが出来た。そして今回は、最後の4議「学政議」「塩政議」「風俗議」「乱萌議」についてであるが、その中で彼はどのような問題を提起して、それに対してどのような策を提案しているのだろうか。

例えば、応星は今回の「学政議」で科挙に触れている。科挙については、すでに「進身議」で自分自身の意見を述べており、彼は明朝で実施されている科挙を最良のものと思いつながりながら、その抱える問題を懸念していた。そして、今回の「学政議」では科挙の最初の段階である学校試について自分の意見を展開している。そもそも科挙は試験の連続というイメージがあるが、実は明朝の科挙は学校試と科挙試の2段階に分かれている。宮崎市定氏は、その2段階の科挙について『科挙-中国の試験地獄-』(中央公論社、1984年)で次のように述べている。

「科挙はいくつもの困難な試験の連続であるが、これを大別すると、学校試と科挙試との二段階に分かれる。

実を言えば、学校試は本来の意味での科挙のなかには入らないのであって、これは明代から新たに科挙の前にその予備試験のような意味で付け加えられたものである。というのは、明代から科挙を受ける有資格者は必ずどこか国立学校の生徒、つまり生員たる者でなければならなくなったので、科挙を受けようとする者は、まず国立学校の入学試験から受けてかからねばならなくなった。この入学試験がすなわち学校試である。・・・」(p.30-31)

この分類で言うと、宋応星は「進身議」で科挙の科挙試について、「学政議」で科挙の学校試について述べている。同様にして、今回訳注を行なう他の議「塩政議」「風俗議」「乱萌議」でも、前回までの「野議序」から「練兵議」までに記載されていた問題を違う角度から繰り返し取り上げ、さらなる展開をさせていくものと考えられる。今回、4回目の訳注を行なうにあたり、これらの『野議』に記述されている内容をさらに分析・把握し、私の当初の目的である、宋応星が著述した産業技術書『天工開物』を少しでも深く理解出来るようになればと思っている。

はじめに・注

- (1) 拙稿「宋応星『野議』訳注(1)」『岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要』、第30号、2010年
- (2) 拙稿「宋応星『野議』訳注(2)」『岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要』、第31号、2011年
- (3) 拙稿「宋応星『野議』訳注(3)」『岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要』、第32号、2011年

1. 訳注「学政議」

学政議

「国家建官、大至于秉軸統均、平章軍国、小至于宰邑百里、司鐸饗官、皆從一途出、学政顧不重哉。

国初大乱之後、人民稀少、州邑青衿、数目多者不過百人、設立教官、得熟識而勤課之。今則郡邑大者已溢二千人矣。大郡大邑、教官識面者不及十之一、小者不及三四分之一、勤惰、賢不肖何由稽焉。即能稽、而教官之權業已輕甚。欲議一不肖、而縣可沮格、府可平翻、其他無論已。所恃学使者、至優劣間一行、雖然行亦何所懲創哉。劣而閭冗者、舉一二以塞責；劣而強梁者、不惟門役惴焉有報復之惧、即眇爾廣文亦遠禍而姑置之矣；劣而素封者、舉一二以塞責；劣而父兄縉紳、親戚要路者、不惟教職惴然幸一銜之留、即郡邑之長、亦權衡時勢而姑置之矣。

自有軍興以來、鄉人惧報富丁馬戶、又惧縉紳兼併、爲子弟計、不惜傾倒貲囊、典賣田產、營分買入庠中。而十餘年來、人情大變、鄉紳居官居家、以薦人入学爲致富足用真正徑路。金飽者取來心歡、銅臭者絕無汗下。勢要鄉紳子弟、几齒未毀、而襤衫業已榮身。嗚呼。古道古風勢已矣。群習讀書之鄉、有文章極其佳熟、而再三應考不得一府縣名字爲進身之階、流落求館。計無復之、則竄入流寇之中、爲王爲佐；呈身夷狄之主、爲謀爲官、不其實繁有徒哉。

試就今日青衿而概數之、百人之中、貫通經書旨趣成文可觀者、十人而止；未成而可造者、又十人而止；而書旨、文字一隙不通者、百人之中、不下三十人。倘沙汰數苛、則繁言必起、一番黜數、不過百分之一、生人何所懲戒而不傾貲買入耶。歲考文書一至、有渴望丁憂而不得者、有假捏丁憂而避考者。夫丁憂服官、謂不便衣錦臨民耳、丁憂作文字、何相妨碍。此法一變、則足以消人不孝之私、而增上去賈之政、何難行也。至学使者通情容隱之弊、亦風会所爲、上禁愈嚴、下營日甚。槐棘衙門、不惜降爲置書郵、矧其下哉。我生之初、山鄉朴實、居民有子弟業已成章應考、而冠同庶人、直待入泮而後易者。城邑之内、世宦之家、有童冠自異于秀冠、而不戢然角豎者。曾幾何時、而總角突弁、儒童高官、概無分別也。欲返天下醇風、則在鉄面学使者何法以謝請托。百姓見不慧子弟、空費重貲、而莫冀進身、即暫幸進身、而轉眄歲考、辱榮立判、乃始返思務本。從此百室盈、而王道之始成矣。

至有力童生、傳文營分而橫占府名、黃堂可嚴復試、憲署可罪父兄。行法美而嚴、一行而百效、齊唱而魯隨、則不通子弟請客與皂白者、不敢躁進、而貧士方無淪落之嗟。今天下縉紳學子、不能勤生儉用以自豎立、而以薦進名字爲無傷之事。不知逼能文之貧士而爲渠魁寇盜、賤無識之富室而爲負債窶人、皆由于此。此治乱大關係、而人特不覺耳。」

## (訳) 学政議 (注1)

「国家が官を立てるのは、大なるは乗軸統均 (宰相首輔)、平章軍国 (内閣大臣) に至り、小なるは宰邑百里 (県令)、司鐸鬢官 (教官) (注2) に至るが、皆1つの途 (学校) (注3) から出ている。このように顧みると、学政は非常に重要である。

国初の大乱の後、人民は少なく、州邑の生員数は多くても百人を超えることはなかった。教官を立てると、(その教官は) 1人1人の学校の生員のことをよく知っていて、熱心に生員に教えた。しかし今では、大きな郡邑の生員数はすでに2千人を超えている。大郡・大邑では、教官が顔を知っている生員は10分の1に及ばず、小さな郡邑でも3,4分の1に及ばない。それなのに、勤惰・賢愚は何によって考察するのか。よしんば考察出来たとしても、教官の権限はすでに甚だ軽い。1人の不肖の生員を追放しようとしても、県は阻止することが出来、府はひっくり返すことが出来るし、他にもそのようなことはたくさんある。頼むところの学政は、優劣の間にいる生員の間にとたび入って行ったとしても、どうして生員を懲らしめることが出来ようか。劣っている田舎者については、名前を1人、2人挙げて責めを塞ぎ、劣っている横暴者については、役所も恐れてそのままにしているだけでなく、教諭でさえも禍を遠ざけるために、それを放っておく。劣っていてお金のある者については、1人、2人挙げて責めを塞ぎ、劣っていて父兄が郷紳で親戚が要職にある者については、教職者でさえも自分の地位が奪われるのを恐れるだけでなく、郡邑の長もまた時勢をよく斟酌して、しばらくこれを放っておく。

軍興以来、郷人は富丁馬戸 (注4) に報復されるのを恐れ、また郷紳の兼ねを恐れ、子弟の為に計ってお金を使い果たし、田産を抵当にして子弟を学校に入れる。このようにして十余年、人情は大いに変わり、郷紳は在官・在野どちらにいても、人をして入学させ、(学校に入れることは) 富に到達するのに役に立つ真正の径路と見なすようになった。大金持ちの者は学政の歡心を買ひ、小金を持っている者も全然恥じる様子がない。力のある郷紳の子弟は、乳齒がまだ生え変わらないのに、すでに生員の襦袢 (注5) を着て飾っている。ああ！古の道、古の世風の良いやり方は已んでしまった。科挙の受験者の多い地域では、文章が極めてよくすぐれていて再三受験しても、役人となる第一歩を踏み出すことが出来ず、落ちぶれて家庭教師になるしか将来の展望を得ることが出来ない。どうしようもなく (彼らは) 流賊の中に逃げ込み、流賊の王となり補佐役となる；自分の身を夷狄の主に呈身して、夷狄の主の将となり官となる。実にこういう連中は多いのだ (注6)。

試みに、今日の生員についてざっと数をあげてみると、百人中、経書に通じて視るべき文を成す者は、10人に止まる；そのような文を成さずになんとか文章が出来る者は、また10人に止まる；経書の言葉やまったく文字がわからない者は、百人中、30人を下らない。もし数人のひどい能力の生員をやめさせれば、地元から怒りの言葉が必ず起きるので、1回で退ける (生員の) 数は百分の一を過ぎない。人たるもの、誰もがお金で生員の身分を買ってしまうだろう。(さらに、) 歳考 (注7) を知らせる文書がひとたび至ると、「丁憂」(両親の服喪) を渴望して得られない者や、「丁憂」を

捏造して試験を避ける者がいる。そもそも「丁憂」の時に勤務を続け、錦を着て民に臨み政治を行なうのはまずいだろうが、「丁憂」の時に文字を作成するのは、どうして妨げがあろうか。このしきたりが一変すれば、親不孝であるというようないがかりを消すことが出来る。ましてや、上はそれによって（内実のない、外面を取り繕ってばかりいる）偽りの政治をやめることが出来る。学政が情に通じ容隠の弊に陥ってしまうのは、時勢が行なうものであり、上がさらに一層禁ずれば、下の抜け道はますます甚だしくなる。トップの役人でさえも、恥ずかしいことにコネクションを取り付ける手紙を出すことを惜しまない。いわんや、その下はなりふり構わないだろう。我が生の初めのころは、風俗が朴実で、人々は子弟が文章を成して受験したとしても、普通の人と同じかぶりものをしており、学校に入ってはじめてかぶりものを変えた。城邑の内に、代々官を出している家でも、童冠は秀冠とは区別して、冠をいかめしく立てなかった。それがいつ頃か、総角（注8）・突弁（注9）、儒童・高官の区別が概してなくなった。天下の純風に返そうと欲すれば、鉄面の学政たる者こそ、請托を断わることが重要である。人々は賢くもない子弟に空しく費用をかけても進身の望みがないのを見るだろう。たとえ幸いに進身したとしても、歳考において振り落とされるだろう。「辱」と「栄」がただちにわかって、ここで初めて優れた人々が官となり、王道がなる。

有力者の子弟の童生（注10）が、コネを使って（注11）、府学の学生であることを占領するに至っては、知府は復試を厳しくして、総督は父兄を罰するようにする。法を行なうのが完全であり厳しければ、1つ行なうとそれにより100の成果があり、次々と人々が従っていくだろう。たとえ能力のない子弟が、代理受験と白紙で受験しても、通ることが出来ないようにする。そうすれば貧士が不合格を嘆くことがなくなる。今天下の縉紳の子弟の受験生は、一生懸命努力しても自ら立つことも出来ないで、推薦されて生員となり、恥ずかしく思っていない。文が出来る貧士が反乱軍の首領か盗賊となることを迫られ、知識がない金持ちが搾り取られて負債を抱えた貧しい人になるのは、皆これによる。これが乱をおさめるのに大いに関わっているのに、人は気が付いていない。

## 第1章・注

- (1) <学政>は教育上の行政のこと。また、1省の学務教育の事を管掌する官吏、提督学政の简称。教育行政長官の意味。教育行政は他の行政と切り離して、学政の手中に委ねられていた。学政の官位は概して総督、巡撫よりも低い者が任ぜられるが、総督、巡撫の属官ではなく、対等の権限を有した。（当時、国立学校の代表的なものとしては、中央に太学、地方に府学、州学、県学があった。これらの学校に入るための入学試験が学校試であり、童試と呼ばれた。）
- (2) 潘吉星氏は、『宋応星評伝』（南京大学出版社、1990年）の中で、「乗軸統均」は<宰相首輔>、「平章軍国」は<内閣大臣>、「宰邑百里」は<県令>、「司鐸饗官」は<教官>を指すと記述している。（p.289）
- (3) ここにおける<学校>は、科挙の流れの中に組み込まれた<学校>を示す。
- (4) 現在、探索中である。

- (5) 「襦衫」の「襦」は、衣と裳とが連なるひとえ、「衫」も同様にひとえを指す。また「襦衫」ですそを襦(さかいめ)で区切った長衣のことを指す。宮崎市定氏によると生員には定められた制服があり、藍色地に黒い縁のついた衣服(「藍衫」)を着て、雀頂をつけた帽子をかぶった。(下図は、「藍衫」。宮崎市定『科挙史』、平凡社、1987年、p.105)



- (6) 宋応星がここで述べている人々だけでなく、「叛乱政権の官僚の中に挙人層の名がかなり多く見受けられることは注目してよいであろう。」(谷川道雄・森正夫編『中国民衆叛乱史 3』、平凡社、1982年、p.13) 例えば、流賊の指導者である李自成が襄陽に設けた中央政府および地方官制の官職には、明朝の挙人であった牛金星、鄧巖忠、姚錫胤、陳可新、鄧允漸らが名を連ねていた。(同上書、p.14-15)
- (7) 歳考は、学政が各府に巡回してきた時、管轄内の府・県学の生徒たる生員を集めて学力試験を行ない、生員が怠らずに学業にいそしんでいるか、また同時にそれによって教官が教育に励んでいるかどうかを試すために行なわれる。学政は任期3年の間に、必ず省内の府を2回視察し、1回は歳試、1回は科試を行なった。
- (8) 「総角」は、あげまき。小児の髪をすべあつめて頭の両側に角の形に結ぶもの。
- (9) 「突弁」については、現在探索中である。
- (10) 府学、州学、県学といった学校に入るための入学試験が学校試であり、童試と呼ばれたが、この童試に必ず受験生は年齢のいかんにかかわらず、すべて童生と呼ばれた。応募資格には多少の制限があり、父祖三代の間に賤しい職業、たとえば娼館、妓楼などの経営に従事したものでないことを要する。そのために出願書には保証人を立てて、三代の身分が清白である証明をしておかなければならない。そのほかの点では商・工・農のいずれたるを問わない。(宮崎市定、前掲『科挙-中国の試験地獄-』、p.31)
- (11) 何炳棣氏(寺田隆信・千種真一氏訳)の『科挙と近世中国社会-立身出世の階梯-』(平凡社、1993年、p.180)によると、

「実のところ、末期の明朝は新興の満州族によって大変な苦境に立たされ、死に物狂いで資金を必要としていたので、1621年から1627年にかけて、南通のような特定の地方が生員の学位を即金で売るこ

とを許したのであったが、これは中国制度史の研究者には従来ほとんど知られていなかった事実である。」

また下記の表は、＜長江下流域三県の明代の学生定員＞についてのデータである。(同上書、p.181)

期間	(南通)		期間	(無錫)		期間	(平湖)	
	合計	年平均		合計	年平均		合計	年平均
1371-1487	267	2.2						
1488-1505	88	5.1						
1506-1521	143	9.5						
1522-1566	444	11.0				1540-1566	311	12.0
1567-1572	35	7.0				1567-1572	81	16.2
1573-1620	549	11.7	1602-1620	487	21.5	1573-1620	1021	22.2
1621-1627	195	32.5	1621-1627	337	56.2	1621-1627	201	29.2
1628-1644	303	19.0	1628-1644	864	54.0	1628-1644	776	48.5

(資料：『通庠題名録』1933年版；『錫金遊庠録』1878年以後刊行；『平湖采芹録』1915年版)

下線部分の＜1621-1627＞は天啓年間であり、＜1628-1644＞は崇禎年間である。宋応星が『野議』を記述したのは崇禎年間であるが、『学政議』の内容から、『野議』著述時の1636年(崇禎9)頃にも「生員の学位を即金で売る」天啓年間からの状態が続いていたと思われる。上記の表の数字は、それを反映しているのだろうか。

## 2. 訳注「塩政議」

### 鹽政議

「食鹽、生人所必需、国家大利存焉。政敗于弊生、商貧于政乱。夫人情之趨利也、走死地如驚。使行鹽有利、誰不竭蹶而趨。夫何同一爲商也、昔年積玉堆金、今日傾囊負債、蓋至商貧而鹽政不可爲矣。

国家鹽課、淮居其半、而長蘆、解池、兩浙、川井、廣池、福海共居其半。長蘆以下雖增課、猶可支吾、而淮則窘壞實甚。淮課初額九十三萬、而今增至一百五十萬。使以成、弘之政、隆、萬之商、值此增課之日、應之優然有余也。商之有本者、大抵屬秦、晉與徽郡三方之人。萬歷盛時、資本在廣陵者不啻三千萬兩、每年子息可生九百萬兩。只以百萬輪帑、而以三百萬充無端妄費、公私具足、波及僧、道、丐、傭、橋梁、梵宇、尚餘五百萬。各商肥家潤身、使之不盡、而用之不竭、至今可想見其盛也。

商之衰也、則自天啓初年。国則璫禍日熾、家則敗子日生、地則募墮之棍徒日集、官則法守日墮、胥役則奸弊日出。爲商者困機方動、而增課之令又日下、盜賊之侵又日熾、課不應手、則拘禁家屬而比之。至于今日、半成窶人債戶。括會資本、不尚五百萬、何由生羨而充国計爲。嘗見條陳私鹽者、

一防官船、再防漕舫。夫漕舫自二十年來、回空無計、則折板貨賣、典衣換米。旗軍有誰腰鎗餘一貫者、迤邐臨清道上、買鹽一二百斤、資本罄矣。官船家人挾帶、一引入倉、萬目共見、冠紳一懲而百戒焉、豈復有裂帛射利之人、不繩其僕者哉。

所謂私鹽者、乃當官掣過按、淮使者瓜期已滿、而尚未之詳也。祖制每引重八百斤、多一斤則注割沒銀一分、多十斤則注一錢、多至四十斤、則割沒而外、別擬罪罰。今每引輕者千二百斤、重者千四五百斤。食鹽之人、止有此數、而稱過關橋、鹽數則倍之。關橋一驗、儀真再驗、皆虛應故事、而牢不可革、積壅不行、弊由于此矣。萬曆以前、充役運司者、皆有家之人。夫稍有家私、猶懷保身保妻子之慮、後因課不足、則訪拿之法日峻日嚴、一人運司、則迫賍破產、賣妻鬻子以完者、不一而足。自是稍有生活者、視此爲死路、而投入其中者、皆赤貧猾手、拚命攫金、誅之不可勝、而究之不可詳。弊壞及此、尚可言哉。

鹽政變革之秋、有一最簡最易法、國帑立充而生民甚便者、長蘆以下不具論、第論淮鹽。夫計口食鹽、一人終歲必鹽五十斤、價值貴時五錢而溢、賤時四錢而饒、而場中煎煉資本四分而止、則一口在世、每歲代煮海、生發子息四錢有餘。食淮鹽者億萬口、則每歲出本四千萬兩、以酬煮海之費、此非彰明易見者哉。

朝廷將前此煩苛瑣碎法、盡情革去、惟于揚州立院分司、逐場官價煎煉、貯于關橋、現存廠內。各省買鹽商人、多者千金萬金、少者十兩二十兩、徑駕各方舟楫、直扣廠前、甲日兌銀、乙日發引、一出瓜、儀關口、任從所之。一帶長江、百道小港、再無譏呵逼擾。各省鹽法道、巡鹽兵、盡情撤去、大小行商販鹽之便、全販五穀。此法一行、則四方之人奔趨如鶩。不半載、而丘山之積成矣。區區百五十萬、何俟今日議直指、明日摘度支、前月罰巡兵、後月訪胥吏、比較商人、拘禁家屬、而日有不足之擾哉。使以劉晏得揚州、必鎮日見錢流地面。從來成法、未有久而不變者。鹽行已千里、入于山僻小縣、而鎖票繳冊又有私鹽之罰、何爲者哉。浙中責令鹽兵每年每月限捉獲私鹽若干、此非教民爲盜耶。其題目猶可嘲笑。此直截簡便通商惠民一捷徑大道、世有善理財者、愿與相商略焉。」

#### (訳) 塩政議 (注1)

「塩を食することは、人が必ず需めるものなので、国家の大利が存在する。政は弊害が生ずるにおいて敗れ、商は政が乱れるにおいて貧しくなる。そもそも人情の利に赴くのは、逃れようと必死に走っている家鴨(アヒル)の如くである。塩の販売を有利にすれば、誰でもそれをしようとして急いで走る。塩商も商人と同じなのである。昔の塩商は玉を積み金を堆んだが、今日では一文無しにして負債を抱えている。商人が貧しくては塩政は出来ないのだ。

国家の塩課(税の割り当て)は、淮場(淮河下流の製塩場)にその半分があり(注2)、そして長蘆(河北省)、解池(山西省)、兩浙、四川省の塩井、広州の塩池(注3)、福建省の海が合わせてその残りの半分にあたる。長蘆以下は増税したとしても、なお支えることが出来るが、淮場は困窮化が実に甚だしい。淮場の税は初額が93万両だったが、今は増えて150万両に至っている。成化帝(在

位1464-1487)、弘治帝(1487-1505)の時代のように政治が上手くいって(注4)、隆慶帝(1566-1572)、万曆帝(1572-1620)の時代のように商人に勢力があれば(注5)、この増税が課せられても、これに応じてなお余りがあった。資本のある商人は、大抵秦(陝西省)(注6)、晋(山西省)(注7)と徽郡(注8)の三方の人であった。万曆時代の盛時には、広陵(揚州)の塩商の資本はただ3000万両ばかりでなく、毎年利益を900万両も生むことが出来ていた。そのうちの100万両を以って国家に納め、そして300万両を豪遊にあてても公私共に十分で、その恩恵は僧、道家、乞食、傭人、橋の建設、寺にまで及んで、なお500万両も余りがあった。各塩商は豪勢な生活で使い切ることが出来ず、今でもその豪勢さを思い出すことが出来る。

塩商が衰したのは、すなわち天啓(1621-1627)初年からである。国には宦官の禍が日々激しくなり、家には不孝の子が日々生まれ、地には無類の徒が日々集まり、官では法を守ることを日々怠り、胥吏は悪しきを犯すことを日々やっている(注9)。塩商は窮乏のきざしが見え始め、それなのに増税の法令は日々下され、盗賊の侵略はまた日々激しく、増税に応ずることが出来ないので、官は家内の人々を拘禁しこれを差し押さえる。今日に至っては、塩商は半ば負債を負った貧乏人になっている。資本を掻き集めても500万両を出ない。どうやって利益を生じ、国計を充たすというのか。かつて塩の密売対策について条陳した意見を見ると、1つに官船(注10)に対する取り締まりを強化し、さらに漕舫(注11)に対する取り締まりを強化するというものである。漕舫は二十年来、空(から)で戻ることも出来ず、船をひきあてて米などの商品を買(注12)、衣を抵当として米に換える。旗軍で腰に銭1貫余りを持っている人は、臨清への道上につらなり、塩100斤か200斤を買(注12)、元手は尽きてしまう。官船の家人は塩をこっそりと持ち出し、1引分の塩を自分の倉に入れる。そのことを皆見て知っている。トップの縉紳を懲らしめれば、多くの戒めとなる。そうすれば、制限を破って塩を持ち出す人もいなくなるだろうし、その下僕で逮捕されない人もなくなるだろう。

いわゆる私塩というものは、官にあたる者が割り当て分を超えて抜き取り、淮場を管理する役人が任期がすでに満ちた時でも、なおわかっていない。祖制では、1引に対して支給されるのは800斤、1斤多ければ銀1分をあとで清算すると注記し、10斤多ければすなわち銀1錢を注記している。40斤も多かったら、後で清算する他に罪を罰せられることになる。今、1引ごとに軽くても1200斤受け取り、重い者は1400・1500斤も受け取っている。塩を食べる人はこの数に止まるのに、関橋で計る検査を過ぎると、塩数はすなわちこれに倍する。関橋で検査し、儀真で再検査するというが、これらは皆実際にはされておらず、私塩は牢固として改められず、ずっと続いており、弊害はこれによるのだ。万曆以前は、塩運使となるものは、皆、富裕な人であった。そもそも少しでも官塩を自分のものにする、自分の身を保ったり自分の妻子を保ったりすることが出来なくなる心配があった。その後、税が納められなくなり、税を納めない人を逮捕するのが日々きびしくなり、一たび塩運司にあたってしまうと、きびしい取り立てにあつて破産し、妻を売り子を売って完済するのは、1人だけではない。このため生計が成り立って、ここよりいささかでも生活が有る者は、これを視

て死路と為し、塩運司になる者は、皆赤貧で悪いやつらで、命をすてて金を取り、処罰をしてもどうしようもなく、追究しようとしても掌握出来ない。弊害がここに及べば、何も言うことは出来ない。

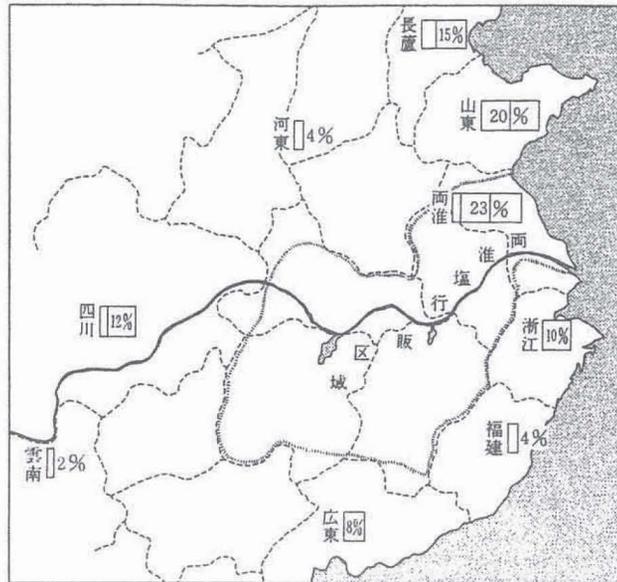
塩政を改革するならば、ここでは最も簡単で最も易しい方法で、しかも国の金庫を充たし民にとって便利なものがあるが、ここでは長蘆以下はともには論じないで、ただ淮場の塩だけを論じる。そもそも塩を食べる量を計算すると、1人が1年中で必ず塩50斤、その塩価は高い時で5銭あまり、安い時は4銭で十分であり、そして場内の塩の精製は元手が4分だけであり、すなわち1人の人間につき、毎年塩を精製するものは、利益4銭余りを得る。淮場の塩を食べるのは1億万人なので、すなわち毎年4千万両の利益が生まれる。製塩の報酬とすれば、これはわかりやすく明快ではないだろうか。

朝廷はそれ以前のこの煩雑でこまごまとした法を、尽く廃止して、ただ揚州に院を立て司を分け、場ごとに官価で精製し、関橋に貯え廠内に置く。各省の塩を購入する商人は、多いものは千金万金、少ないものは十兩二十兩の資本を用意して、ただちに各方面からの船に乗って、廠の前に船を着ける。ある日に銀を払えば、次の日に許可証が渡される。一たび瓜州、儀真の門を出れば、どこにでも自由に行っている。長江のあたりには、多くの水路や小港があるが、再び呼び止められて検査に煩わされることはない。各省の塩法道や、巡塩兵は、尽く撤去して、大小の行商が塩を販売するのに便利ようにして、五穀を販売するのと同じにする。この法を一たび行なえば、四方の人々が家鴨（アヒル）の如く走り赴くであろう。半歳も経たずに、富が丘や山のようにたくさん積もるであろう。わずか150万兩の収入のために、どうしてある日には弾劾（注13）を議し、別の日には会計を司る官をあばき、前の月には巡兵を罰し、その翌月には胥吏を尋問し、そして税を完納できない商人を罰し、商人の家族を拘禁する、それなのに日々不足の憂いがあるのは何故か。かつて唐の劉晏（注14）が揚州を得たようにすれば、いつもお金がスムーズに流れるのを見るだろう。従来法律というものは、久しく続いていると変わるものなのだ。私が主張しているような方法ですれば、塩の販売網はすでに千里にひろがり、山の僻地や小県に入って行って、銷票や繳冊（注15）、私塩の罰なんかも必要はないのだ。浙江省では、塩兵に命じて、毎年毎月塩の密売人を何名か逮捕せよと言っているが、これは民を盗人にするものではないか。こんな法律はなお笑うべきだ。私の主張している方法こそ簡単便利で商人の活動を活性化し、民を恵む近道である。世の中の財政に通じているような人は、私と話し合おうではないか。

## 第2章・注

(1) 宋応星は、『天工開物』の「五. 作鹹」の〈鹽産〉で次のように記述している。

「凡鹽産最不一、海、池、井、土、崖、砂石、略分六種、而東夷樹葉、西戎光明不與焉。赤縣之内、海鹵居十之八、而二其爲井、池、土鹵。或假人力、或由天造。總之、一經舟車窮窘、則造物應付出焉。」



(2) 上の図は、〈中国塩業に於ける兩淮塩の比重〉(宮崎市定「歴史と塩」『宮崎市定全集17』、岩波書店、1993年(初出は1941年)、p.39)。宮崎氏によると、「特に江蘇省沿岸の製塩事業の発達が目醒ましく、現今でも、中国全産額の約23%を産出し、之を江蘇、安徽、江西、湖北、湖南の五省の大部分に供給している。」

(3) 宋応星は、『天工開物』の「五、作鹹」〈池鹽〉の中で、

「凡池鹽宇内有二、一出寧夏、供食邊鎮、一出山西解池、供晋、豫諸郡縣。・・・其海豊、深州引海水入池晒食者、凝結之時、掃食不加入力、與解鹽同。但成鹽時日與不藉南風、則大異也。」

と記述している。『野議』「塩政議」の「廣池」とは、無論〈寧夏〉〈解池〉ではないわけで、『天工開物』に記している海豊(広東省)のことなのだろうか。

(4) 岸本美緒・宮嶋博史氏は、『明清と李朝の時代』(中央公論社、1998年)の中で、

「成化帝、弘治帝の両皇帝の時代を、明末のんびりとはしばしば「盛世」として回顧している。ただし、この時代の何が盛世なのかと考えてみると、あまり目を引くような出来事も見あたらないのである。対外関係からいうならば、15世紀後半は防御策に終始した時期であったといえる。しかし、防御策なりに成功しており、長城の建設以後16世紀の初めまで、モンゴルの攻撃は絶えることはなかったとはいえ、国家的な危機というような重大事態に直面することはなかった。・・・この時期の「盛世」は、どちらかといえば平凡な資質の皇帝であればこそ実現することのできた「無事これ名馬」の太平であったといえるかもしれない。」(p.74-77)

(5) 岸本美緒・宮嶋博史氏は、『明清と李朝の時代』(前掲書)の中で、

「ここで注目すべきは、16世紀という時代は、官僚や大商人の人目を驚かす蓄財によって特色づけられる時期だということである。」(p.166)と述べている。

- (6) 陝西省出身の商人（陝西商人）。その発展の経緯には、明代に施行された通商法の一つである開中法に  
関係がある。開中法は、商人に米粟を辺地に輸送させ、代価として塩・茶を支給した法で、まず辺境  
に米粟を納入した商人に、倉鈔・勘合といわれた手形を支給する。商人はこれを所定の各産塩区の都  
転運塩司、塩課提舉司に示し、販売許可証である塩引と交換し、塩場で塩を受け取り、これを定めら  
れた消費区域（行塩地分）に運搬・販売する。販売完了後は一定期間内に、塩引を政府に返納するこ  
とになっていた。しかし、次第にこの体制は守られなくなっていった。佐伯富氏の『中国塩政史の研究』  
（法律文化社、1987年）によると、

「ここで注意すべきことは、多数の塩引を買い占めた官員勢豪の多くは、これを以って塩の販運を行な  
わず、転売したことである。塩引は先に指摘した如く、納糧・買引・販塩の一連の行為は同一人でな  
さなければならなかったのであるが、この体制はまったく守られなくなっていった。・・・塩引の売買は、  
更に進むと窩の売買にも発展する。ここに窩というのは糧草を辺境に納入し、塩引を受領する権利を  
いうのであるが、この権利が転々と売買されるに至ったのである。・・・成化四年（1468）、売窩銭は  
毎引七分ないし一錢であったが、嘉靖七年（1528）には、すでに二錢となっている。また太祖の洪武  
年間、塩引価は毎引銀八分であったが、嘉靖七年には七錢五分、約10倍にも昂騰している。この他に、  
塩商には勅借・科罰等諸種の経費があり、淮塩一引は二両余にも上がっていた。このように塩引を入  
手するに、国初の25倍という莫大な経費を要することになると、中小資本の塩商では到底運営するこ  
とは困難で、塩の販運は自ら大資本の商人に独占されることにならざるをえない。しかも彼らは勢豪  
から塩引入手の権利、窩をも買収して、これが清代の根窩制度に発展した。しかしてこの根窩を独占  
して発展した商人が、陝西・山西と徽州（新安）出身の揚州塩商であったのである。」（p.461-463）

- (7) 山西省出身の商人（山西商人）。中島楽章氏の『徽州商人と明清中国』（山川出版社、2009年）によると、  
「山西商人は明代前期から、万里の長城にそった軍事地帯に近いという地理的条件を利用して、北方に  
駐屯する軍隊に軍糧を納入することによって、塩の販売権を入手し、それによって最有力の商人集団  
となった。」（p.011）

その業務は塩商、米商、絹商、綿商、質商など広範囲に及んだ。

- (8) 安徽省徽州府の商人（新安商人）。新安は徽州の古名。その活動は明の中頃から活発となり、揚州の塩  
商として発展した。清代にかけて多数の官僚を出し、政界と結託して経済界に活躍、その業務は塩商、  
米商、絹商、綿商、茶商、貿易商、質商、鉄商など広範囲に及んだ。

- (9) 胥吏は、「官」に入らない下級の役人で、「吏胥」とも単に「吏」とも言う。明末清初の学者である顧  
炎武（1613-1682）は『日知録』の「吏胥」で次のように語っている。

「天子之所恃以平治天下者、百官也。故曰臣作朕股肱耳目。又曰天工人其代之。今奪百官之權而一切歸  
之吏胥。是所謂百官者虛名而柄國者吏胥而已。郭隗之告燕昭王曰、亡國與役處吁。其可懼乎。秦以任  
刀筆之吏而亡天下。此固已事之明驗也。・・・又曰、國朝立法太嚴如戸部官、不許蘇松浙江人爲之、以  
其地多賦稅、恐飛詭爲姦也。然弊孔蠹竇、皆由吏胥。堂司官遷轉不常、何知之有。今戸部十三司、胥

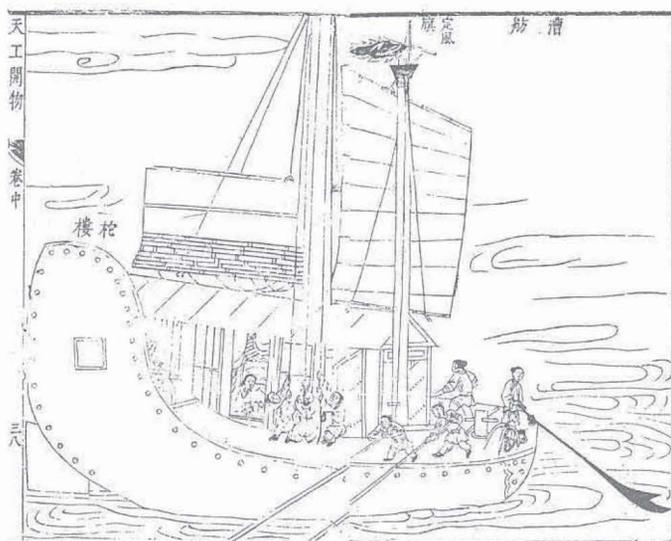
算皆招輿人、可謂目察秋毫、而不見其睫者矣。」

(10) 官船は、政府の船・御用船のことであるが、『野議』の「塩政議」で宋応星が記述している<官船><漕舫>の定義について、今のところ詳細は不明である。

(11) 漕舫は、漕運に用いる船。廻船、運漕船、荷物船。明代にいう漕運は、南方から税として取り立てられた稲米を帝都北京に水路を利用して運ぶことを指している(糧船)。宋応星は、『天工開物』「九. 舟車」の<漕舫>で漕舫(糧船)についてかなりのスペースを割いて詳述している。その冒頭部分は下記の通りであり、下図は『天工開物』に描かれている<漕舫>である。

「凡京師爲軍民集區、萬國水運以供儲、漕舫所由興也。元朝混一、以燕京爲大都、南方運道、由蘇州劉家港海門黃連沙開洋、直抵天津、制度用遮洋船。永樂間因之、以風濤多險、後改漕運。平江伯陳某、始造平底淺船。則今糧舫之制也。」

(12) 潘吉星氏は『宋応星評伝』(前掲書)で、「折板貨賣、典衣換米」を「便紛紛將船折價變賣、困難者甚



至要典衣換米」と説明している。(p.321-322)

(13) 潘吉星氏は『宋応星評伝』(前掲書)で、「直指」を<加派官員>、「度支」を<財政官>と説明している。(p.322)

(14) 劉晏：715-780。唐中期の財務官僚。安史の乱後の国家財政の建直しに功績をあげ、地方官を歴任し、代宗期に宰相となる。転運使・塩鉄使を兼ね、南方からの税米輸送や塩専売法の修正を實行し、国家財政の窮乏を救った。宰相揚炎の時、讒言により死を命じられた。

『舊唐書』卷123に「劉晏伝」が記載されている。

「劉晏字士安、曹州南華人。年七歳、舉神童、授祕書省正字。累授夏縣令、有能名。歴殿中侍御史、遷度支郎中、杭隴華三州刺史、尋遷河南尹。・・・晏累年已來、事缺名毀、聖慈含育、特賜生全。月餘家居、

遽即臨遣、恩榮感切、思殞百身。見一水不通、願荷鍤而先往；見一粒不運、願負米而先趨。焦心苦形、期報明主、丹誠未克、漕引多虞、屏營中流、掩泣獻狀。自此每歲運米數十萬石濟關中。又至德初、爲國用不足、令第五琦於諸道榷鹽以助軍用、及晏代其任、法益精密、官無遺利。初、歲入錢六十萬貫、季年所入逾十倍、而人無厭苦。大曆末、通年一歲征賦所入總一千二百萬貫、而鹽利且過半。累遷吏部尚書。大曆四年六月與右僕射裴遵慶同赴本曹視事、敕尚食增置儲供、許內侍魚朝恩及宰臣已下常朝官咸詣省送上。八年、知三銓選事。· · ·」

また同様に、『新唐書』卷149に「劉晏伝」が記載されている。

「· · ·晏常以羨補之、人不加調、而所入自如。第五琦始榷鹽佐軍興、晏代之、法益密、利無遺入。初、歲收緡錢六十萬、末乃什之、計歲入千二百萬、榷居太半、民不告勤。京師鹽暴貴、詔取三萬斛以贖關中、自揚州四旬至都、人以爲神。」

(15) 現在、探索中である。

### 3. 訳注「風俗議」

#### 風俗議

「風俗、人心之所爲也。人心一趨、可以造成風俗；然風俗既變、亦可以移易人心。是人心風俗、交相環轉者也。

大凡承平之世、人心寧處其儉、不愿窮奢；寧安于卑、不求誇大；寧守現積金錢、不博未來顯貴；寧以餘金收藏于窖內、不求子母廣生于世間。今何如哉。有錢者奢侈日甚、而負債窮人、亦思華服盛筵而效之、至稱貸無門、輕則思攘、而重則思標矣。爲士者、日思官居清要、而吠歆庶人、日督其稚頑子弟儒冠儒服、夢想科第、改換門楣、至歷試不售、稍裕則鑽營入泮、極窘則終身以儒冠飄蕩、而結局不可言矣。

吾人半是爲貧而仕、使其止足在念、即卑官潤澤、原可儉用娛老；而晝夜計度、括其所得、多方饋送、營求薦章。不代直指思人滿之數、不爲國家想功令之嚴、饋送而外、盡其所有、央托貴紳。使其得也、再任未必有償還之日；其不得也、則數年心力膏血、付之東流、而歸林蕭索、不可言矣。縉紳素封之在太平之世也、稍有羨金、必牢藏、爲終身與子孫之計。其在今日有錢閑住者、惟恐子息不生、兢兢訪問故宦之家、子孫產存而金盡者、與行商坐賈有能而可信者、終朝俵放、以冀子錢。轉眄及期、破顏催併、究竟原本、不知何處出辦、何況子錢。在我爲本傷心、在彼求人無路、鬱懷思亂、誰執其咎。

我生之初、親見童生未入學者、冠同庶人；婦人之夫不爲士者、即饒有萬金、不戴梁冠于首；縉紳賤妾、冠亦同于庶人之婦、以別于嫡。三十年来光景曾幾何哉。今則自成年、以至九流藝術、游手山人、角巾無不同；婦人除宦家門內執役者、若別居避主而不見、亦戴梁冠。庶人之家、又何論矣。

京官名帖大字、事体原無妨碍。然嘉靖中業已大極、而隆、萬復降而小、未必非熙明安盛之兆。長安好事之家、有存留歷年名帖者、以相比對、直至天啓壬戌方大極、而無以復加。自省垣庶常而上、

湊頂止空一字、則壬戌之東也。外官堅守旧規、其式仍故。然制科爲推知者與中行科道一間耳目、見行東方寸亦不寧靜、未必非大字爲之崇。且學問未大、功業未大、而只以名姓自大、亦人心不古之一端也。

納粟得官、效勞尺寸、歸家而有司以礼優待、此固然也。山城遠郷、專出白丁、猾手、一副肝腸只爲誇嚇郷人宗族。入京空走一度、或買虚諜長單、或行頂名飛過海、或賄托前門賣《便覽》者刊名于上、使刊京衛、外衛、經歷、鴻臚、光祿、序班署丞、歸來張蓋乘輿、拜謁有司、結交衙役、勸令送程回拜。彼郷人宗族之見至、紗帽羅衣、抗礼縣庭、以爲榮耀之極。無主見者、視田園爲無用低下之物、日夜心癢、思聚金而走国門。此又人心不古、而引人窮困歸乱之一端也。嗟夫。人心定而職分安、職分安而風俗変、風俗変而乱萌息。是操何道以勝之。尺幅之間、焉能繪其什一哉。」

(訳) 風俗議

「風俗は、人心が作り上げるものである。人心の赴くところ、風俗を造る；だが、風俗が変われば、また人心を変える。このように人心と風俗は、相こもごも交わってめぐり回るものである。

およそ泰平の世には、人心はむしろ儉約に安んじ、豪華を極めるのを善しとしない；むしろ卑に安んじ、誇大であることを求めない；むしろ今ある金銭を蓄え守ることに安んじ、未来の身分の高さを求めない；むしろ余りの金をあなぐらに収蔵することに安んじ、利息を多く生ずることを求めない。しかし、今はどうだろうか。お金がある者は奢侈が日々甚だしく、負債をもっている貧しい人たちもまた金持ちの美しい服や豪華な宴会を真似、お金を貸してくれるところがないと、軽くは盗みを思い、重くは殺人強盗を思う。士たる者は、日々官として高い地位にありたいと思い、一般庶民は、日々その幼い子弟を監督して儒冠儒服につくように勉強させ、科挙合格を夢見て、門の横木を改め変えることを夢見る。しかし、何回も試験を受けても合格しない場合には、やや裕福であれば捐納によって国子監に入り、極めて貧しい人は、生涯儒冠をもって家庭教師として流浪する。つまるところ、何という有様だ。

我々の半ばは貧しいけれども官職に就き、心の中で足るを知っている。たとえ卑官でもそれなりに潤った生活をして、儉約して老後を楽しむことを願っている；しかるにその他の人々は昼夜計算をして、自分の収入を全部まとめて、あちこちに贈り物をして、よりよい官位の推薦状を求める。弾劾することをしないで、努力してポストを得ようともせず、国家の法令の厳しさというものを思わずに贈り物をしたりあらゆることをして、贈り物の他にも、その持っているものすべて貴紳に寄進する。もし官位を得たとしても、再任されて必ずしも今まで使ったお金を償還できる日は来ない；もし官位を得なかったら、それまで数年の心遣いやお金がすべて無に帰してしまい、物寂しい郷里に戻ることになる。何という有様だ。縉紳やお金持ちの者は泰平の世には、少しお金があると、必ず蔵に囲い、自分の一生と子孫のために使った。それが今日では、お金があつて生活に困らない人はただ利息が生じないことを恐れる。また虎視眈々と元官吏の家では、子孫で田土はあ

るもののお金が尽きた者が、遠隔地商人や在地の商人で能力があり信ずることが出来る者を探し、分散投資して利息を望んでいる。虎視眈々と期に及び、大喜びで取り立てるが、つまるところ原本さえも得られないし、まして利息など得られない。自分にとってもお金を失って心を傷つけ、相手に対しても生きるすべを失わせ、鬱々と乱を思う。これはいったい誰の咎だ。

私の生涯の初めの頃は、童生で入学していない者を見ると、その冠は庶人と同じであった；婦人の夫が士と為っていない者は、豊かで万金があったとしても、梁冠を頭に戴かなかった；縉紳のお妾は冠がまた庶人の婦人と同じであり、それでもって正室と区別していた。このような三十年来の光景はもういったいどうしてしまったのか。今はすなわち成童より、高い地位の学者や風流な世捨て人に至るまで、角巾が同じである；婦人は、大きな宦家で雑役をしている者だけでなく、主人に顔を合わせられないような卑しい者でも、また梁冠を戴いている。ましてや、庶人の家では言うまでもない。

京官(中央にいる官)の名刺は大きく、その事自体はもともと問題ではなかった。然るに嘉靖(1521-1566)中ばにはすでに大きさが極まり、隆慶(1566-1572)、万曆(1572-1620)時代にはまた降って小さくなったけれども、安盛の兆しがあったわけではない。都の好事家で歴年の名刺を収集する者は、互いに比較すると、天啓壬戌(1622年天啓2年)に名刺の大きさは極まり、それよりも大きくなることはなかった。省内にいる進士に合格したばかりの者でさえも、「湊頂」「止空」の字体を用いるのは、すなわち壬戌の名刺である。地方官の役人たちは従来取りで大きな名刺を使っている。然るに科挙において推薦される者と監察官としてすぐそばで目を光らせているようなりっぱな人は、大きな名刺を見ても心動かされず、大きな名刺を尊ぶということではない。だから学問がまだたいしたことがなく、仕事もまだたいしたことがなくて、ただ名刺でもって自ら誇るの、また近頃の人心の嘆かわしい一面である(注1)。

お金を納めて官職を得て、功績は僅かなのに、郷里に帰ると役人は礼を以って優待するが、これはまあいいだろう。とても辺鄙な所で、もっぱら無位無官の平民しかいない所では、郷里に帰った人が役人と気が合えば、ただ郷人宗族を脅かすだけである。入京してやたらに動き回ったり、自分に箔を付ける長い単衣を買ったり、或いは名前をかたり賄賂を贈って近道を探したり、或いは前門において『便覧』を売る者に賄賂を贈って自分の名前を書かせ、役所の京衛、外衛、経歴(注2)、鴻臚(注3)、光祿(注4)、序班(空きポストを管理する)の署丞(注5)に『便覧』を配布し、覆いを張った輿に乗って帰って来て、役人に拝謁し、衙役と結託し、見送りの答礼訪問の儀式をさせる。郷人宗族は彼がやって来るのを見ると、彼が絹の帽子・絹の衣で知県と対等の礼をしている、もって郷人宗族は榮耀の極みとする。きちんとした考えのない者は、田園を視て無用価値のないものと見なし、日夜心を病み、金を集めて北京へ行こうとする。これはまた人心の変化したことであり、困窮し乱に帰すようになってしまった。ああ、人心が定まって職分に安んじ、職分が安んじてこそ風俗は落ち着き、風俗が落ち着けば乱萌が止む。どういう方法を探ればこれを獲得出来るのか。こ

れに関して言いたいことがたくさんあるので、尺幅の間では、言い尽くせない。

### 第3章・注

- (1) 岸本美緒氏の「明清時代の身分感覚」(『明清時代史の基本問題』、明清時代史の基本問題編集委員会、汲古書院、1997年)によると、  
「全体として、明末において名帖(名刺)は次のような変化傾向を示したといえよう。第一に、名帖そのものの大型化と華美化。明初には、幅三、四寸の紙を箸のように細く巻き、「某々拜」と名前を書いて出すだけであったものが、次第に白紙から上等な紅紙を用いるようになり、六つ折りの大きな紙を使い、名前も大字で書くなど、明末にはその贅沢さがしばしば批判されている。第二に、明初には親族呼称や「学生」などの単純な自称を用いていたものが、16世紀前半頃から「侍生」「晚生」などの新しい自称が発達してきて、それが士大夫の交際における極めて重要な意味をもつようになったのである。そして、相手との上下関係を示すこうした表現において、相手に対する自己卑下の態度が全般に強まっていったことが指摘し得る。第三に、自称の機能は、相手に対する上下関係のみならず、同時に近さをも表示することにあるのだが、本来親戚・婚姻間ないし代々の親しい交際や同年関係に用いられるべき「眷」字や「通家」「年家」などの語を付し、或いは「盟」字などを用いることによって、相手との近さを強調する傾向が明末には強まってきた。」(p.416-417)
- (2) 経歴は、官名。金代、樞密院・都元師府に皆置く。元・明これに因る。清代、宗人府・通政司・都察院・衛・布政使司・按察使司・鹽運使司の三司、及び各府に置き、衙門にあつて出納移文の事を掌る吏。
- (3) 鴻臚は、官名。北齊、大鴻臚を改め鴻臚寺と称し、歴代これを置く。外国に関する事項、朝貢来聘の事、及び凶儀・祠廟の事などを掌る。
- (4) 光祿は、官名。秦代に始めて郎中令の官あり、宮殿掖門戸の事を掌る。唐以後、始めて司膳の官とし、歴朝これに因つた。
- (5) 「序班」は明・清時代の官名。鴻臚寺に属し、百官の班次を序することを掌る。(『明史』職官志「司儀・司賓二署、各署丞一人、鳴贊四人、序班五十人。」)

### 4. 訳注「乱萌議」

#### 乱萌議

「治乱、天運所爲、然必從人事召致。萌有所自起、勢有所由成、誰能數若列眉者。

夫寇盜即半天下、其真正殺人不厭、名盜不羞、斬絶性善之根者、百人之中三五人而止。起初猶懷不忍之心、習久染成同惡之俗、業爲不善、終不可反者、又二十餘人而止。其餘脅從莫可如何、中悔無因革面者、尚居十分之七也。

寇起鞏、延之間、逃兵倡之、飢民和之、此生秦未入晋之寇也。逃兵飢民、群聚無主、渠魁舞智而君之、從者日衆、分立酒色財氣四寨、恣飽淫樂。当事歛兵議撫、群盜肆志笑呵。三秦子女玉帛、群

盜桑梓之産、有不忍掠盡之意、乃始渡河而東、此入晋之寇也。

晋撫無能、只怨秦盜之禍隣、不思晋兵自堪戰。河東州邑、貴如公卿世宦、富如鹽粟巨商、錦繡繁華、垂涎遠邇。受轄受窘、百姓經年恨怒、乘寇至而思反之、或自起一隊、或投入彼中。今日百而明日千、盜日增而民日減。名埋姓没、火與兵連、此晋地初繁之寇也。

秦撫南征川戎、北戍西安、崛起寇盜、促入棧中。朝中會推才望、得一人而督五省。乃五省總督之兵法、有撫無征、意謂坐待功成。不期漢中掠盡、突棧而出、五省之寇、氣合聲連、此秦、晋再繁之寇也。

普天縉紳勢焰、人情日無足餒。封君公子主之、家人子弟和之、親戚傍依、門客假借、鄉人受賂逢騙、咫尺朦朧。顯宦官舍、家居一門、遠于万里、而中州風俗爲尤甚。凡素封存中人之産者、群宦僕從一削、徹骨立寒、欲求殘喘苟延、唯有望門投獻。貧士初得一拳、林立已遍階前、一正主僕之名、便可畜使虜使、甚則徵其妻子、餓其体膚、甚于世僕。其人懊悔無及、憤怨不堪、又望寇至而勾連歸附、此豫省再繁之寇也。衆已合于五省、患未息于六年。東結西連、分魁立師、而全楚沿帶長江、遂無一塊乾淨土。

催徵之法、日責里長。凡国家役法輪流、一里管催十排。假如十排之中、内有一排爲顯宦、一排爲青衿之貴重者、此其家糧數必多。此八排之中、值充里長、各項加派額徵。有司嚴刑追併、膏瘡負痛、來到紳貴青衿之家、五尺應門、不與報通揪采。計無復之、相勸投入寇中。夫里長本良名、一旦爲寇盜而不恤、挺而走險、急何能擇也。十載飢寒併至、強盜鼠窃、遍地紛紜。捕官捕兵、能覺察而獲真盜者、百中不過一二。其餘惧官司責比、急取影響之人、苦刑逼認真賊。一人扳連、必有數十。一人受扳、一家不靖。望大寇之至、而思從之、苟以紓死、遑恤其他也。至于貧士、失館業而計日無糧、游手鮮生涯而經旬絕粒者、不可枚舉。不然、人皆有是四端、既名寇盜、則惻隱羞惡兩皆漸滅。此方五萬、彼方十萬、果從何等色目變化。

大凡使民不爲盜、道存守令之心；而降盜化爲民、權在元戎之令。守令輕視功名、則勢要不能逼細民。從此畎畝有生存之樂、而寇盜何自生。元戎不惜身命、則士卒不敢避鋒鏑、指日旌麾、有招降之捷、而寇盜何由廣。乱萌之起也、則守令畏顯紳如厲鬼、而寧以草菅視子民；乱勢之成也、則將軍畏狂寇如天神、而寧以逗遛寬卒伍。野議及此、涕泣繼之、不知所云矣。

(訳) 乱萌議 (注1)

世の中の「治」と「乱」は、天運の爲す所であるが、然るに必ずや人間が招き寄せるものである。乱の芽生えが自ら起きる所では、勢いがある状態にするのであって、誰が列眉の如くはっきりとその数を数えることが出来るだろうか。

そもそも寇盜は天下を半ばにし、その真に殺人を厭わず、盜という名を羞じず、性善の根を斬絶する者は、百人中3～5人に止まる。立ち上がった当初はなお悪を忍びないという心をもっているが、長く習うと共に悪の俗に染まり、これまでに何回も不善を爲し、ついに正道に戻れない者は、

また20人余りに止まる。その他は、脅かされて訳の分からないまま従い、悔やみながらもそれを変えることが出来ない者が、百人中の10分の7である。

寇賊が鞏昌（甘肅省隴西県）と延綏（陝西省榆林県）の間に起つと、逃亡兵は寇賊の先頭に立ち、飢民はそれにしたがった。これは秦（陝西省）で生じ、晋（山西省）には入らなかった寇賊である。逃亡兵・飢民は、主がない集団で、寇賊の首領は知恵を巧みにはたらかして、群衆たちを統率した。従う者は日に日に多くなり、酒・色・財（物欲）・気（短気）のそれぞれの気質に応じて、淫樂をほしいままにした。政府は兵を集めて盗賊たちを撫そうとしたけれども、群盗はやりたい放題で笑っている。三秦（関中：陝西省南部の漢水上流域の盆地）の子女の宝石や絹物は、群盗の故郷の産物なので掠奪し尽くすことは堪えられない気持ちがあるので、そこで黄河を渡って東の方向に向かった。ここで晋（山西省）に入る寇賊となった。

晋（山西省）の巡撫は無能で、ただ秦（陝西省）の盗賊が隣りの山西省の禍いをもたらしたことを怨むけれども、晋（山西省）の兵が戦いに堪えられるとは思わない。山西省内の黄河以東の州や邑では、高い位の公卿や代々の名家のような身分の高い宦がおり、塩や五穀の巨商のような富人がいて、贅沢で繁栄しており、盗賊は略奪したいと思っていた。人々は取り締まりを受け、苦しみを受け、長年恨み怒っていたので、寇賊に乗じて反乱を思い、或いは自ら一隊を立ち上げ、或いは寇賊の陣中に投じた。今日の百が明日は千となり、盗賊は日々増し、民は日々減った。人々は姓名を埋没し反乱軍の一員となり、兵火が続いたが、これは晋（山西省）の地で初めて盛んとなった寇賊である。

秦（陝西省）の巡撫は南は川戎（四川省の異民族）を征し、北は西安を守った。崛起した寇盗は促されて棧中に入った。朝廷では才能ある者を推挙し、一人を得て五省を統轄させた（注2）。すなわち五省（注3）総督の兵法とは、招撫して征伐はしない、その意は座して功成を待つというものである。予想もしないことに漢中では略奪し尽され、反乱軍は棧道を出た。五省の寇賊は、気が合って意気盛んだった。これは、秦（陝西省）・晋（山西省）では再び盛んとなった寇賊だった。

世間あまねく、縉紳の勢いははなはだしく、日々際限なく欲望をもっている。縉紳の勢力の中心は「封君公子」（注4）であり、縉紳の家人や子弟がたより、親戚がたより、門客も縉紳の勢力を借りているが、郷人はむしり取られて騙されているのにそれがわからない。有力な役人の官舎では、遠くからの一門が官舎に同居しているが、これは中州（河南省）の風俗が最も甚だしい。およそ素封家でそこそこの財産がある者は、官と僕が群がってむしり取られもするので、すぐにすっからかんになってしまう。他の人たちが生き延びようとしたら、有力者に投献するしかない。貧士がいったん挙人になると、その人の勢いにあやかろうとして門前に林立する。一たび新挙人の僕となってしまったら、奴隷か家畜のようにこき使われて、はなはだしい場合はその妻子を取り、彼を飢えさせ、それは世僕よりも甚だしい。その人は後悔しても及ばず、憤怒に堪えず、また寇賊が来てそれにくつつくことを望む。これは豫省（河南省）で再び盛んになった寇賊のことである。多くの人々

がすでに五省に合流し、患いは6年たっても止まない。東に結び西に連なり、首領を分かち師を立てたので、楚（湖北・湖南）全体・長江一帯は遂に乱が起きていない土地が無くなった。

年貢の催促法は、里長の責任である。凡そ国家の役法は順番で、1人の里長が10排の徴集をつかさどる。もし10排の中に、1排が有力な官で、1排が有力な家の生員であれば、この家の糧数は多い。それを除けた8排の中で、里長にあたった者は、各項目の加派と額徴について、役人が厳しい刑で追徴し、里長は拷問で傷を負い、（一方）里長が縉紳や有力な家に行くと、12、3歳の童子が取次ぎ、税の徴収に応じようとしな。どうしようもなく、彼らは寇賊の中に投じる。そもそも里長は元々は良い人たちであるが、一旦賊盗になると情け容赦なく、まっしぐらで危険なことをする。他に選択肢がないのである。10年間飢えと寒さが併せて来ると、強盗・窃盗が、各地に広がっていった。捕官や捕兵が、そのことを察しても、本当の盗賊の逮捕は、百人中1、2人に過ぎない。その残りは上司が責め立てるのを惧れて、急いで伝え聞いただけの人を捕え、苦刑で無理やり盗賊と認めさせようとする。1人引っ張れば、必ず数十人が関係する。1人が引っ張られれば、その一家は類を受く。大規模な寇賊が至るのを望み、これに従うことを思い、いやしくも死から逃れようとして、その他を急ぎあわれむ暇がない。貧士に至っては、家や生業を失い、日々食べるものがなく、仕事をせずにおぼろし10日間食べるものがない者は、枚挙に暇がない。人は4つの原因があれば、皆、寇盗となってしまう、あわれみの心や己の不善を恥じ人の不善を憎む心は全部なくなってしまう。こちらで5万、あちらで10万、みんな同じではないか。

およそ民を寇盗としない方法は地方官の心にある；寇盗を民に変化させる、その権限は將軍の軍令にある。地方官が手柄や名誉を軽視すれば、権勢者が貧しい民に無理強いすることは出来なくなる。これにより田舎では生きていく楽しみが出来るので、そうすればどうして寇盗が生じることがあろうか。將軍が命を惜しまずに戦えば、戦士は果敢に敵に立ち向かい、寇賊は指揮官の旗を指さして、早く投降しようとする、そうすればどうして寇賊が広がることがあろうか。乱のきざしが起きているのは、地方官が「顯紳」を悪鬼の如く畏れて、「子民」を賤しいものと見なすからである；乱が勢いづくのは、將軍が猛々しい寇賊を天神の如く畏れ、むしろ寇賊を放置して軍隊に厳しい統率をしないからである。野議をここまで述べてくると、涙が続き、これ以上言うことが出来ない。

#### 第4章・注

- (1) 『明史』巻309に「流賊伝」が記載されている。その一部を下記に記す。（なお、文中の〈神宗〉は明朝の第14代皇帝万曆帝、〈熹宗〉は第16代天啓帝、〈莊烈帝〉は第17代で明朝最後の皇帝崇禎帝を指す。）「流賊之禍、歴代恒有、至明末李自成、張獻忠極矣。……莊烈帝承神、熹之後、神宗怠荒棄政、熹宗暱近閹人、元氣盡漸、國脈垂絶。向使熹宗御宇復延數載、則天下之亡不再傳矣。莊烈之繼統也、臣僚之黨局已成、草野之物力已耗、國家之法令已壞、邊疆之搶攘已甚。莊烈雖銳意更始、治核名實、而人材之賢否、議論之是非、政事之得失、軍機之成敗、未能灼見於中、不搖於外也。且性多疑而任察、好

剛而尚氣。任察則苛刻寡恩、尚氣則急遽失措。當夫羣盜滿山、四方鼎沸、而委政柄者非庸即佞、剿撫兩端、茫無成算。内外大臣救過不給、人懷規利自全之心。言語黷直、切中事弊者、率皆摧折以去。其所任爲閫帥者、事權中制、功過莫償。敗一方即戮一將、墮一城即殺一吏、賞罰太明而至於不能罰、制馭過嚴…疽毒並發、厥症固已甚危、而醫則良否錯進、劑則寒熱互投、病人膏肓、而無可救、不亡何待哉。是故明之亡、亡於流賊、而其致亡之本、不在於流賊也。嗚呼。莊烈非亡國之君、而當亡國之運、又乏救亡之術、徒見其焦勞督亂、才立於上十有七年。而帷幄不聞良、平之謀、行間未覩李、郭之將、卒致宗社顛覆、徒以身殉、悲夫。」

- (2) これは、陳奇瑜のことで、彼の事については、『野議』の「練兵議」にも記述されている。宋応星の関心の大きさが伺われるかと思う。『明史』巻260に「陳奇瑜伝」が記述されている。

「奇瑜無大計、遽許之、先後籍三萬六千餘人、悉勞遣歸農。每百人以安撫官一護之、檄所過州縣具糗糧傳送、諸將無邀撓撫事。諸賊未大創、降非實也。既出棧道、遂不受約束、盡殺安撫官五十餘人、攻掠諸州縣、關中大震。」

- (3) 五省は陝西・山西・河南・湖広・四川の各省。

- (4) 「封君公子」については、明末に一部暴徒化していた王孫帝子が考えられるが、現在の所、探索中である。

## 考察と展望

今回は、『野議』の最後の4議「学政議」「塩政議」「風俗議」「乱萌議」について訳注を行なったが、宋応星は今までの各議同様、この4議でもそれぞれの状況とそれに対する打開案を述べている。

まず「学政議」について。「はじめに」で説明したように明朝では科挙は<学校試>と<科挙試>に分かれていたが、その学校での行政長官が<学政>で、宋応星は<学政>が非常に重要だと述べている（「学政顧不重哉」）。しかし現状は、「欲議一不肖、而縣可沮格、府可平翻、其他無論已（1人の不肖の生員を追放しようとしても、県は阻止することが出来、府はひっくり返すことが出来るし、他にもそのようなことはたくさんある）」ので学政は非常に権限が軽くなっており、それが治乱の大連鎖の一要因になっているとしている。そしてその状況を打開するために、応星は「欲返天下醇風、則在鉄面学使者何法以謝請托（天下の純風に返そうと欲すれば、鉄面の学政たる者こそ、請托を断わることが重要である）」と力説している。<科挙試>について述べた「進身議」と同様、「学政議」は宋応星が科挙に対する思い入れが深いことが伺われるかと思われる。また従来、天啓年間に賄賂を贈って頼む請托が盛んであったと言われてきたが、この「学政議」により、崇禎治世になってもその悪弊は続いていたことが想像される。

次の「塩政議」では、かつて豪勢であった塩商が天啓年間以来衰え、特に淮場の困窮化が甚だしいとして、その状況を救うためには、「朝廷將前此煩苛瑣碎法、盡情革去、惟于揚州立院分司、逐場官價煎煉、貯于關橋、現存廠内。…（朝廷はそれ以前のこの煩雑でこまごまとした法を、尽く廃止して、ただ揚州に院を立て司を分け、場ごとに官価で精製し、関橋に貯え廠内に置く。…）」と提案している。

宋応星は『天工開物』では塩政について触れずに、淡々と塩の生産工程を述べるにとどめているが、「塩政議」では塩政における革新的な方法を述べており、それは清朝中期に塩政の改革を行なった陶澍（注1）の票法に通じるものがあると思われる。

3番目の「風俗議」では、名刺や衣服など華美になった風俗の具体例をあげ、その風俗が落ち着けば乱萌が止むとしているが、「尺幅之間、焉能繪其什一哉（これに関して言いたいことがたくさんあるので、尺幅の間では、言い尽くせない）」と述べ、彼の軽い風潮に流されない姿が伺われる。また応星は、「風俗議」で「至天啓壬戌方大極、而無以復加（天啓壬戌（1622年天啓2年）に名刺の大きさは極まり、それよりも大きくなることはなかった）」等と記述し、「天啓壬戌（1622年）」を特別に意識しているようである。この年は、遼東巡撫王化貞・遼東経略熊廷弼が満州軍に敗れ、北京防御の重要な遼東の根拠地廣寧が陥落させられ、これにより「北京の人心を動揺させ、社会不安が大きく広がった」年である。宋応星は「進身議」でも「先年遼、廣兩經略、・・」とこの王化貞・熊廷弼のことを取り上げている。「風俗議」の「天啓壬戌」とは、人々が廣寧陥落などにより社会不安が大きくなった状況を指すのであろうか。

最後の「乱萌議」では、「受轄受窘、百姓經年恨怒、乘寇至而思反之、或自起一隊、或投入彼中（人々は取締まりを受け、苦しみを受け、長年恨み怒っていたので、寇賊に乗じて反乱を思い、或いは自ら一隊を立ち上げ、或いは寇賊の陣中に投じた）」と民が寇賊となっていった状況を説明している。応星は『野議』著述当時、江西省分宜県で教諭をしており江南の田舎に居住していたわけだが、比較的新しい時事についてかなり正確な情報を把握していたことに驚かされる。「彼は何か情報のネットワークを持っていたのではないのか」という疑問は、この「乱萌議」だけでなく、『野議』全体を通して感じられることである。具体的な情報源、ルートなどはどのようなものだったのだろうか。

さて、最後の段落で宋応星は、「大凡使民不爲盜、道存守令之心；而降盜化爲民、權在元戎之令（およそ民を寇盜としない方法は地方官の心にある；寇盜を民に変化させる、その権限は將軍の軍令にある）」と述べている。応星は士大夫たちの士気・行動力の重要性を強調し、彼らを鼓舞しているように思われる。このことは、『野議』の「進身議」「学政議」などだけでなく、産業技術書『天工開物』でも感じられることである。私は、士大夫としての宋応星が社会への責任感・心意気を表現していると思っている。

#### 考察と展望・注

(1) 佐伯富氏の『中国塩政史の研究』（前掲書）によると、

「陶澍の塩政改革の主眼点を一言でいえば、官塩の冗費を省き、官塩価を私塩価の線まで引き下げ、また生産者を督励して官塩の質を良好ならしめ、官塩をして私塩に対抗させるにあった。これがため、塩引と引地との独占的世襲権を廃して塩の販売を一般商人に開放した。この政策が功を奏し、国家の財政上のみならず、社会の治安のうえにおいても大きな成績をあげた・・かように陶澍は塩政の積年の弊害の急所を衝き、これを剔抉して改革した。」(p.756-757)

